

# 一般企業へ就労するための経理セミナー

## ～ 簿記・会計・税金 ～

2006/7/15

## Q&A(1)

- Q1 レシートは領収書として認めらるか
- A1 認められる
  
- Q2 決算書と財務諸表は違うものか
- A2 同じ
  
- Q3 「税金に納める位ならば必要経費で落としてしまえ」「慈善団体へ寄付してしまえ。」という意見があるがどういふことか。
- A3 法人税 = 会社の利益 × 41%  
会社の利益 = 会社の収入 - 会社の経費  
したがって、経費を使えば法人税が小さくなる  
\*ただし、事業に関係ない(会計上の)経費は税務上の経費としては認められません  
往々にして、上記の意見は「ただ法人税を払いたくない」という心情的なものと考えられる
  
- Q4 会社員が収入を得る為に必要なものを購入すると必要経費は認められますか
- A4 給与を得るための必要経費は所得税法によって限定されている  
(転居費用・研修費用その他)  
給与以外の収入がある場合にはその収入を得るための経費であれば認められる

# 問題

- さいたま文房具店の利益はいくらになるでしょう
  1. 月1日 A商店に三角定規を50,000円 (@100円 × 500個)と三色ボールペン100,000円 (@500円 × 200個)を注文した。
  2. 月2日 A商店より注文した三角定規50,000円が入荷した(代金は翌月末払い)ので、店頭に並べた。
  3. 月3日 三角定規200個を40,000円 (@200円)現金で販売した。
  4. 月4日 A商店より注文した三色ボールペンが140個(70,000円)入荷した(代金は翌月末払い)ので、70個を店頭に並べた。
  5. 月5日 A商店に三角定規を30,000円 (@150円 × 200個)を注文して即日入荷したので現金で支払った。
  6. 月6日 川口会計事務所に三角定規を400個を80,000円 (@200円)で販売した(代金は翌月末回収)。
  7. 月7日 川口会計事務所に三色ボールペン50個を50,000円で現金販売した。
  8. 月8日 水道光熱費を20,000円現金にてしはらった。
  9. 月31日 A商店に120,000円現金を支払った。川口会計事務所から80,000円を現金で回収した。

2006/7/15

一般企業へ就労するための経営セミナー

3

# 簿記・会計の5要素

- 資産
  - 現金預金
  - 土地
  - 建物
  - 株式 等
- 負債
  - 借入・未払 等
- 資本
  - 元入金
  - 資本金
- 収益
  - 売上・預金利息・雑収入
- 費用
  - 売上原価
  - 販売費
  - 一般管理費

年	資産	負債	費用	収益
x1年	1000	500 資本 470+30	70 利益 30	100
x2年	1030	500 資本 500 30 ↓	70 利益 30	100
x3年	1060	500 資本 530 30 ↓	70 利益 30	100

2006/7/15

一般企業へ就労するための経営セミナー

4

# 仕訳って何だろう

- 5要素を左右に並べてデータ4Wが基本
- 「いつ、何を、何で、どうした」が基本
  - 例:問題2
  - 月2日 三角定規(仕入)を翌月払い(買掛金)で買った。
  - /2 借方(仕入 = 費用)50,000 / 貸方(買掛金 = 負債)50,000
- 簿記用語では左側を「借方」右側を「貸方」と言います。
  - ただし、これらの「借」や「貸」には全く意味はありませんので、当分の間は「左」「右」で十分です。

# 仕訳の法則

資産		負債	
+	-	-	+
借方	貸方	借方	貸方
費用		収益	
+	-	-	+
借方	貸方	借方	貸方

基本仕訳を覚えてしまいましょう

- 基本仕訳
  - 現金で売り上げた  
現金 / 売上

## 問題の仕訳(1)

内 容	借 方	金 額	貸 方	金 額
1. 月1日 A商店に三角定規を50,000円(@100円×500個)と三色ボールペン100,000円(@500円×200個)を注文した。	仕訳なし			
2. 月2日 A商店より注文した三角定規50,000円が入荷した(代金は翌月末払い)ので、店頭に並べた。	仕入	50,000	買掛金	50,000
3. 月3日 三角定規200個を40,000円(@200円)現金で販売した。	現金	40,000	売上	40,000
4. 月4日 A商店より注文した三色ボールペンが140個(70,000円)入荷した(代金は翌月末払い)ので、70個を店頭に並べた。	仕入	70,000	買掛金	70,000

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

7

## 問題の仕訳(2)

5. 月5日 A商店に三角定規を30,000円(@150円×200個)を注文して即日入荷したので現金で支払った。	仕入	30,000	現金	30,000
6. 月6日 川口会計事務所に三角定規を400個を80,000円(@200円)で販売した(代金は翌月末回収)。	売掛金	80,000	売上	80,000
7. 月7日 川口会計事務所に三色ボールペン50個を50,000円で現金販売した。	現金	50,000	売上	50,000
8. 月8日 水道光熱費を20,000円現金にてしはらった。	水道光熱費	20,000	現金	20,000
9. 月31日 A商店に120,000円現金を支払った。川口会計事務所から80,000円現金回収した。	買掛金 現金	120,000 80,000	現金 売掛金	120,000 80,000

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

8

# 解答解説

- 1. 注文だけでは、会計上費用として認識しません。(費用の発生主義)
- 4. 入荷140個中70個しか店頭には並べていませんが、会計上は全て仕入として処理します。
- (注) たな卸し資産について
  - 問題文中の商品の個数を見ると、右図のようになります。
  - このような場合に、三角定規の 月31日の100個は単価100円なのでしょうか？それとも150円でしょうか？
  - 今回は直前に購入した150円を基礎に計算してみましょう。

三角定規

	単価	個数	個数残高
2	100	500	500
3		-200	300
5	150	200	500
6		-400	100

三色ボールペン

	単価	個数	
4	200	140	140
7		-50	90

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

9

# 問題の仕訳を集計すると

借方	金額	貸方	金額		
2 仕入	+	50,000	買掛金	+	50,000
3 現金	+	40,000	売上	+	40,000
4 仕入	+	70,000	買掛金	+	70,000
5 仕入	+	30,000	現金	-	30,000
6 売掛金	+	80,000	売上	+	80,000
7 現金	+	50,000	売上	+	50,000
8 水道光熱費	+	20,000	現金	-	20,000
9 買掛金	-	120,000	現金	-	120,000
9 現金	+	80,000	売掛金	-	80,000

たな卸し

x 商品	+	33,000	仕入	-	33,000
------	---	--------	----	---	--------

3 現金	+	40,000	0
5 現金	-	30,000	
7 現金	+	50,000	
8 現金	-	20,000	
9 現金	+	80,000	
9 現金	-	120,000	
6 売掛金	+	80,000	0
9 売掛金	-	80,000	
x 商品	+	33,000	33,000
1 買掛金	+	50,000	0
4 買掛金	+	70,000	
9 買掛金	-	120,000	
3 売上	+	40,000	170,000
6 売上	+	80,000	
7 売上	+	50,000	
2 仕入	+	50,000	117,000
4 仕入	+	70,000	
5 仕入	+	30,000	
x 仕入	-	33,000	
8 水道光熱費	+	20,000	20,000

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

10

# 利益の計算方法

- 収益(170,000) - 費用(137,000)  
= 利益(33,000)
- 期末純資産(0) - 期首純資産(33,000)  
= 利益(33,000)

純資産 = 資産 - 負債

# 財務諸表(損益計算書・貸借対照表)

損益計算書  
○年○月○日～○年○月○日

売上高	1,000
売上原価	900
売上粗利益	100
販売費・管理費	300
経常利益	100
支払利息	30
税引前当期純利益	70
法人税等	30
当期純利益	30

貸借対照表  
○年○月○日現在

資産の部		負債の部	
流動資産	6,000	流動負債	3,500
現金・預金	100	買掛金	200
売掛金	500	未払金	100
固定資産	0,500	繰上金	50
有形固定資産	0,500	固定負債	0,000
建物	1,000	長期借入金	1,000
車両運搬具	200	負債の部計	1,350
器具・備品	300	資本の部	
投資その他の資産	400	資本金	1,000
各期前払費用	400	当期未処分利益	150
資産の部計	2,500	負債の部計	1,350
		負債・資本の部計	2,500

## 主な勘定科目(費用1)

会議費	打合せのための飲食代(一人当たり3,000円以下が目安) 打合せのための喫茶店代 会議時の弁当代 会議場の使用料 会議のために要する茶菓子代
広告宣伝費	会社案内作成代 求人広告代
交際費	慶弔関係費(社外に対するもの) ゴルフプレー代 接待飲食代 贈答品代(歳暮、中元など)
厚生費	残業食事代 社員旅行代 社内用茶菓子 従業員懇談会 従業員に対する慶弔費

## 主な勘定科目(費用2)

旅費交通費	イオカード代 オレンジカード代 出張宿泊代 タクシー代 タクシーチケット代 通勤定期代 電車代 有料道路代 レンタカー代
事務用品費	会社ネーム入り封筒等の作成代 コピー等の保守料 コピー用紙代 伝票代 文具代(ボールペン、ノートなど) 名刺代 フロッピーディスク代

## 主な勘定科目(費用3)

消耗品費	椅子、机(ただし、1台又は1組の金額が10万円未満のものに限る。) カーテン 事務所内雑貨 ティッシュ トイレトーパー パソコン(ただし、1台又は1組の金額が10万円未満のものに限る。) ブラインド ポット、やかん 本棚(ただし、1台又は1組の金額が10万円未満のものに限る。) 来客用茶碗
新聞図書費	業界紙購読料 新聞代
水道光熱費	ガス代 水道代 電気代

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

15

## 主な勘定科目(資産1)

現金	一般に流通している紙幣、硬貨のこと 小口現金等
当座預金	商店や会社で最も利用されている預金であり(ただし、預金に利息は付かない)、預金の引き出しは小切手を振り出し、支払いの際にはこの小切手を相手方に渡すことによって現金同様に使用できる 当座口座のこと
普通預金	公共料金の支払いや給与振込口座になっている、普段使っている預金口座 普通口座のこと
通知預金	大口の余裕資金を一時的に運用するもので、預け入れた後は、通常1週間以上据え置き、その後は2日前に銀行に予告して引き落としを行わなければならない
定期預金	3ヶ月、6ヶ月、1年など一定など一定期間払い戻さない
定期積金	一定額を一定期間積み立てていくもの

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

16

## 主な勘定科目 (資産2)

受取手形	得意先より通常の営業で受け取った手形
受取手形割引 割引高	受取手形を現金化するため割引をした場合に、満期取立済になるまで貸借対照表にこの勘定科目によって注記する(仕訳では使わない)
売掛金	商品、製品等の売上、労務提供等の通常の営業取引による未収金
有価証券	第1部、第2部上場株式、店頭取引株式、社債、国債、地方債、その他債権等で一時的に所有されるもの
前渡金	主たる営業取引で、商品・原材料の仕入に先立ち、支払う手付金(商品が実際に納品された時点で、前渡金を仕入代金の一部に充当する)。
前払費用	期中に支払った費用のうち、当期の費用と翌期の費用を明確にするため、いまだ役務の提供を受けていない未経過部分に対応する費用を計上する勘定科目 家賃等の前払のこと
短期貸付金	金銭消費貸借契約及び準消費貸借契約に基づいて金銭を貸付けた場合に生ずる債権
立替金	契約書を交わすまでもない、一時的な立替払い
仮払金	金額や内容が未確定な支出を一時的に処理するもの
未収入金	通常の取引で発生した未収入金で売掛金以外のもの及び通常取引以外の取引で発生した未収入金

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

17

## 主な勘定科目 (資産3)

貸倒引当金	売掛金・受取手形といった債権は、取引先の倒産などによって回収不能になる可能性があるため、一定の基準により見積もった回収不能額を示すもの
商品	販売を目的として入れたもの
原材料	製品の製造の為、仕入れたもの
仕掛品	製造途中の製品であり、そのままの状態では売ることが出来ないもの
建物	営業する為に使用する建物のこと 会社が購入した建物のこと
構築物	営業する為に使用した構築物のこと
機械装置	営業する為に使用する機械・装置のこと 会社が購入した機械装置のこと
車両運搬具	営業する為に使用する車、ホークリフトなどのこと
工具器具備品	営業する為に使用する工具、器具、備品などのこと
土地	営業する為に使用する為の土地のこと 会社が購入した土地のこと
建物付属設備	会社が購入した土地のこと
減価償却累計額	営業する為に使用する建物付属設備のこと

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

18

## 主な勘定科目(資産4)

借地権	地上権、土地の貸借権、使用貸借契約に基づく土地使用権、永代借地権等の借地の対価
電話加入権	NTTとの電話加入契約により、電話役務の提供を受ける権
出資金	信用金庫、信用組合、中小企業協同組合等の組合、有限会社、合名会社、合資会社の出資に伴う持分
敷金	建物を賃借するために支払うもの(契約上、返還される)
権利金	建物を賃借するために支払うもの(契約上、返還されな

## 主な勘定科目(負債1)

支払手形	取引先との通常の取引によって生じた営業上の手形債務の
買掛金	取引先との通常の取引によって生じた営業上の未払金のこと
短期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、決済日の翌日から1年以内に返済の義務があるもののこと
未払金	販売費及び一般管理費に属する費用の未払金(通常取引関連)や有価証券や固定資産の購入に関連して発生する未払金(通常取引以外取引)
未払費用	既に提供された役務に対して、未だ対価の支払いが行われていないもの 未払の給与、税金、家賃等のこと
前受金	商品、製品を販売する際、納入日以前に手付金として收受する売上代金の一部
預り金	他人からいったん金銭を受け入れ、後日その者または第三者に返還すべきもの
源泉預り金	給与より控除した源泉所得税の預り分のこと 税務署へ納付すると減少する
住民税預り金	給与より控除した住民税の預り分のこと 区、市役所等に納付すると減少する
社保預り金	健康保険料、厚生年金保険料等の預り金 社会保険事務所等に払込と減少する

## 主な勘定科目(負債2)

仮受金	相手勘定科目や金額が未確定である場合に、一時的に用い
法人税充当金	その期に対応する年税額(所得税、住民税、事業税)
未払配当金	株式総会において利益処分案が承認された後の株式配当金
未払役員賞与 賞与引当金	株主総会において利益処分案が承認された後の役員賞与 一定の時期に支払われるボーナスに備えて見積もり計上さ れた引当金のこと
仮受消費税	税抜会計処理の場合、売上で受け取った消費税額
長期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、決算日の翌日か ら1年を超えた日に返済の義務があるものこと
退職給与引当 金	従業員の退職に際して支払われる退職金にそなえて見積も り計上されるもの

対になる科目

売掛金 買掛金  
 メインの活動に係わる収益・費用  
 未収入金 未払金  
 メイン以外の活動に係わる収益・費用  
 前受金 売掛金  
 前渡金 買掛金  
 貸付金 借入金

## たな卸し資産の管理

- 商品も現金と同じくらい重要
- 棚卸資産の管理は経営の要
  - 棚卸資産(商品)の管理は企業経営上大変重要ですが、管理するのは大変困難です。(経営者が率先して指導する必要があります)
- 重要度の高い商品を重点的に行いましょう
  - ただし、取り扱う商品が多い場合には、1年中すべての商品を同じようなウェイトで管理するのは効率的ではありません。そこで、商品ごとに取引数量や金額に応じてランク付けをして重要なものを重点的に行うようにすると良いでしょう。
- 何が棚卸資産なのか分かるように整理しよう。
  - そこにある商品が新品なのか、返品されてきた商品なのか、それともサンプルとしてもらったものなのか、あるいはお客様から預かったものなのか…、自社の商品として、どこに置いてあるものを管理するのか明確に分かるように工夫しましょう。
- 先入先出しを徹底しましょう。

# 固定資産の経理処理

- 固定資産とは
  - 購入した資産でその効果が1年以上に及び資産
  - 購入時に一時に費用処理せずに、その効果が及び期間にわたって費用を配賦
- 減価償却費の計算
  - 定額法
    - 取得価額から残存価額を控除した金額を耐用年数で割って償却費を計算。償却費は毎年一定額。
    - (購入価額-残存価額) ÷ 耐用年数
    - 例 100万円の自家用車(耐用年数6年残存価額10万円)  
(100万円-10万円) ÷ 6 = 15万円  
を6年間にわたって費用処理
  - 定率法
    - 期首帳簿価額 × 償却率
    - 前期末の残高に償却率を掛けることによって償却費を計算。償却の元になる金額が年々小さくなる。初年度の償却費は定額法より大きくなる。固定資産費用の平準化に役立つ。
    - 償却率 5年0.369 6年0.319
    - 例 同上の場合  
1年目 100万円 × 0.319 = 31.9万円 2年目 (100万円-31.9万円) × 0.319 = 21.7万円 …
- 耐用年数:財務省耐用年数省令によって決まっている
- キーワード:期間損益計算の適正化

# 償却資産の管理

- 償却資産と消耗品
  - 税務上は10万円未満で購入した資産は、消耗品費として購入した年度に経費処理が認められます。
  - 償却資産台帳
    - 10万円以上の資産は、2年以上にわたって経費処理をする必要があるため、帳簿をつけて管理します。
    - 資産価額・減価償却費などを管理する専用ソフトウェアのほか、財務会計ソフトにも簡便なものが付属している場合があるので、利用すると良いでしょう。
  - 資産を購入したら
    - 費用処理した資産には「平成 年消耗品処理」、償却資産台帳に記載した資産は「平成 年器具備品××番」とラベルを作成してその資産に貼り付けると分かりやすくなります。

## 会計処理の留意点

- 誰のための会計か
  - 内部管理用の会計をもっと重視しましょう。
- どこまでを会計の対象とするかハッキリと決めましょう
  - 個人 法人、法人 法人 それぞれの境界がどこであるのか

## 法人の税金入門(1)

- 法人に課される税金
  - 利益を元に計算
    - 法人税(国税・地方税)
    - 事業税
  - 利益以外を元に計算
    - 消費税
    - 自動車税
    - 事業所税
    - 固定資産税
    - 償却資産税 など

## 法人の税金入門(2)

- 法人税額(国税) = 法人税の課税標準 × 30%
  - 法人税課税標準 会計上の利益
    - 法人税法上経費とならない会社上の経費
      - 法人税
      - 交際費
      - 役員賞与 など
- 法人税額(県税) = 法人税(国税) × 5.8%
- 法人税(市税) = 法人税(国税) × 14.7%
- 事業税 = 事業税の課税標準 × 9.6%
  - 事業税の課税標準 法人税課税標準

## 法人の税金入門(3)

- 消費税
  - 納税額 = 預り消費税 - 仮払消費税
    - 預り消費税・仮払消費税額の計算
      - 課税の取引金額 ÷ 1.05 × 0.05
    - 課税の取引・非課税の取引
      - 課税: 商品の売買・サービスの提供
      - 非課税: 住宅の賃貸・土地の売買・教育用物品・医療費等

# 質疑応答

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

29

- 浦和税理士法人
  - 住所 さいたま市南区根岸4-16-7
  - 電話 048-837-8555
  - ファックス 048-837-8556
  - ホームページ <http://www.urawa-tax.com>
  - 松波 個人のブログ 絶対的な強みを見つける科学的分析法 <http://maznami.biz>

2006/7/15

一般企業へ就労するための経理セミナー

30